

ワークライフバランス推進セミナーを開催しました!

働きながら安心して子どもを産み育てることのできる職場環境づくりを推進するため、11月8日塩尻市市民交流センター「えんぱーく」において開催しました。

1 「社員の子育て応援企業知事表彰」

従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組まれている4企業に対する表彰式を行い、受賞企業から事例発表を行いました。



アスザック株式会社(上高井郡高山村)

- ・配偶者の出産時に特別休暇(有給2日)
- ・産休前に人事チームが本人及びその上司と面談し、それぞれの要望のフィードバックを図る
- ・育児休業者のスムーズな職場復帰のためのプログラムを実施
- ・育児休業復帰社員によるメールサポート

アスザックフーズ株式会社(須坂市)

- ・配偶者の出産時に特別休暇(有給2日)
- ・産休前に人事チームが本人及びその上司と面談し、それぞれの要望のフィードバックを図る
- ・育児休業者のスムーズな職場復帰のためのプログラムを実施
- ・育児休業復帰社員によるメールサポート

株式会社アズミ村田製作所(安曇野市)

- ・配偶者の出産時に特別休暇(有給5日)
- ・家族の誕生日等において、有給休暇を取得(マイホリデー制度)
- ・時効で消滅する有給休暇を多目的特別休暇制度として積立
- ・時間外労働縮減のための改善計画の策定

NECソフト株式会社長野支社(長野市)

- ・育児休業は子が1歳到達後の3月末又は1歳6カ月に達する日を超えない期間で取得可能(最大2週間の延長が可能)
- ・短時間勤務制度は、子が小学校3年修了時まで利用可能
- ・家族の看護や学校行事出席などのための有給休暇制度(クローバー休暇)を創設

2 事例発表

「男性の育児休業取得者(イクメン)の奮闘について」

発表者: NPO法人子育て応援団ばれっと 代表 宮尾 秀子さん

【父親というのは地球で一番大切な仕事】

- ・毎日慌ただしく家事・育児に追われ、産休終了時は、何もできない自分が情けなかったが、妻の「いてくれただけでよかった」の一言で、すべて救われた。
- ・生まれて1カ月間の大変な時期を、妻と一緒に共有し、育児の大変さを身を持って理解でき、夫婦の絆も深まった。
- ・日々成長する子供の様子を身近で見られたあの1カ月は、最高のかけがえのない思い出。
- ・取引先と産休の話題で盛り上がり、仕事面でもプラスになった。



3 講演

「仕事と家庭の両立術」

講師: 女性就業支援センター 業務第二課長 佐藤 千里さん

【お互いに助け合い、尊重し合う気持ちを持って】

- ・少子高齢化、経済活動のグローバル化、価値観の多様化等で、働き方の見直しが必要な時代に。
- ・生産年齢人口が今後50年間でほぼ半減する中、女性の活躍の推進は重要な課題。
- ・ワークライフバランスを推進するには、トップである経営者がやる気を示すことが必要。
- ・ワークライフバランスは、自分一人だけでは実現できない。誰かの協力が必要であり、また自分自身も協力者になることが求められる。



平成24年 年末一時金要求・妥結状況

第1報 平均妥結額498,930円!

労働雇用課では、県下の民間労働組合を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。

11月8日現在でまとめた調査結果(第1報)の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち91組合から要求が提出され、その内の72.5%にあたる66組合が妥結しました。

平均要求額は、573,517円となり、前年第1報(調査日H23.11.30)と比べ、額では16,057円(対前年比2.7%減)、月数では0.08か月それぞれ下回りましたが、平均妥結額は、平均賃金の1.94か月分の498,930円で、前年第1報と比べ、額では39,418円(前年比8.6%増)、月数では0.12か月それぞれ上回りました。

平均妥結額が高い主な産業は「建設業」「電気・ガス」、低い主な産業は「運輸」「食料品」の順でした。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢 歳	平均賃金 円	組合数 組合	平均額 円	月数 か月	組合数 組合	平均額 円	月数 か月	
第1報調査結果 (H24.11.8現在)	39.0	252,428	91	573,517	2.27	66	498,930	1.94	
企業規模別 状 況	300人未満	39.7	234,924	46	529,686	2.25	30	428,063	1.79
	300~999人	38.1	261,374	27	602,785	2.31	20	555,614	2.12
	1000人以上	38.5	283,742	18	641,627	2.26	16	560,953	1.97
前年第1報 (H23.11.30)	38.9	250,442	144	589,574	2.35	114	459,512	1.82	

注)要求・妥結状況は、単純平均。妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するもの。

※今回の調査は11月8日現在(妥結組合数66組合)であるのに対し、前年第1報は11月30日現在(妥結組合数114組合)であり、妥結組合数に開きがあることに留意願います。

★必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も★

長野県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金が平成24年10月1日から時間額700円に改正されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。

特定(産業別)最低賃金	時 間 額	効 力 発 生 日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	790円	平成24年12月28日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	801円	平成24年12月28日
各種商品小売業	756円	平成24年12月31日
印刷、製版業	747円	平成23年12月31日
平成24年度は、「印刷、製版業最低賃金」の時間額の改定はありません。		

詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。

URL: <http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】 長野労働局労働基準部賃金室 電話 026-223-0555 または最寄りの労働基準監督署まで

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいませうお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、**法定雇用率**は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、**少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定める**としています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意!

従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

お問い合わせ先 ▶ 長野労働局職業安定部職業対策課 TEL 026-226-0866 FAX 026-226-0157

ご注意ください!～公益事業における争議行為の予告通知について～

公益事業とは、公衆の日常生活に欠かせない次の4つの事業をいいます

- ・運輸事業（一般公衆の需要に応じ、一定の路線を定め、定期的に、旅客または貨物を輸送する事業）
- ・郵便、電信又は電話事業
- ・水道、電気又はガス供給の事業
- ・医療又は公衆衛生の事業

公益事業に関する事業所の関係当事者が、長野県内のみ*で争議行為を行う場合には、少なくとも**10日前**までに県労働委員会と知事にその旨を通知しなければなりません。（「通知の日」及び「争議行為予定日」を含まずに**10日以上**となるようにしてください。）

予告なしに争議行為を行った場合は、その争議行為の実行について責任のある者は処罰の対象となります。

*争議行為が長野県以外の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題にかかわるものであるときは、中央労働委員会及び厚生労働大臣に通知しなければなりません。

争議行為の予告通知はお近くの労政事務所に提出してください。

名称	住所	連絡先
東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	電話 0268-25-7144 FAX 0268-23-1642 E-mail toshinrosei@pref.nagano.lg.jp
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	電話 0265-76-6833 FAX 0265-76-6834 E-mail nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp
中信労政事務所	〒390-0852 松本市島立1020	電話 0263-40-1936 FAX 0263-47-7828 E-mail chushinrosei@pref.nagano.lg.jp
北信労政事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1	電話 026-234-9532 FAX 026-234-9569 E-mail hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp

お問い合わせ先

長野県商工労働部労働雇用課 電話 026-235-7119 FAX 026-235-7327 E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

詳しい情報は県労働雇用課ホームページに掲載しています。 <http://www.pref.nagano.lg.jp/syoukou/roko/sougiyokoku.html>

技術専門校の短期課程訓練生を募集します。

県内の3つの技術専門校（岡谷校、伊那校、佐久校）では、主に離職して新しい仕事に就こうとする方を対象として、平成25年4月入校の訓練生を募集しています。興味をお持ちの方は各技術専門校にお問い合わせください。

募集日程

受付期間	第1回	平成25年1月4日(金)から1月17日(木)まで
	第2回	平成25年2月5日(火)から2月14日(木)まで
選考日	第1回	平成25年1月28日(月)
	第2回	平成25年2月22日(金)
合格発表	第1回	平成25年2月4日(月)
	第2回	平成25年3月1日(金)

募集科目

校名	訓練科	訓練期間	募集定員
岡谷技術専門校 電話 0266(22)2165 http://www.pref.nagano.lg.jp/xsyoukou/okagi/	機械制御コース	6か月 (4月入校)	10人
伊那技術専門校 電話 0265(72)2464 http://www.inagisen.ac.jp/	機械科		10人
佐久技術専門校 電話 0267(62)0549 http://www.pref.nagano.lg.jp/xsyoukou/sakugi/	機械CAD加工コース		10人

- 出願資格** 職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者
- 選考方法** 職業適性検査、人物考査(面接)
- 選考会場** 入校しようとする技術専門校
- 授業料等** 授業料・入校料及び入校審査料は **無料**
※教科書類、作業服及び資格取得等の経費は別途必要になります。

長野県労働委員会ニュース

○使用者委員が1名辞任したことに伴い新しく選任されました。

新使用者委員 田中(たなか) 幸一(こういち) さん
(株)田中機器製作所 代表取締役社長)



労働委員会を活用しよう！

労働組合に加入している皆さん、次のようなご経験はありませんか？

- 組合員であることや、組合活動をしたことなどを理由に、解雇されたり、賃金などの待遇で不利益な扱いを受けた。
- 団体交渉を申し入れたのに正当な理由なく拒否された。または、団体交渉には応じたが、根拠を示さず主張を繰り返すばかりであるなど、誠意ある交渉が行われなかった。
- 労働組合からの脱退を強要されるなど、労働組合の活動に干渉された。

使用者によるこのような行為は**不当労働行為**と呼ばれ、労働組合法により禁止されています。

不当労働行為に対しては**労働委員会に救済を申し立てる**ことができます。

労働委員会は、労働組合や労働者個人の方からの「不当労働行為があった」という申立てを受けて審査を行い、その事実が認められる場合には、使用者に対して「不利益な取扱いをやめよ」、「団体交渉に誠実に応じよ」などと是正を命じます(救済命令)。

※使用者がこの命令に違反すると、罰則が適用される場合があります。

手続に費用はかかりません。

お問い合わせ先:長野県労働委員会事務局(長野県庁8階) 電話:026-235-7469

E-mail:roi@pref.nagano.lg.jp ホームページ:<http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kashokai.htm>

労働ながの

編集発行人:長野県商工労働部労働雇用課長 吉澤 猛

発行所:長野県商工労働部労働雇用課

〒380-8570(住所不要)

TEL 026-235-7119 FAX 026-235-7327 E-mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

労働ながのは県HPにも掲載しています!

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syoukou/roko/m/rounaga1.htm>

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!